

補助率
3分の2
補助金額
上限なし！

【予算額】1億9,400万円

＼米国関税措置等の影響を受けるみなさまへ！／

海外販路拡大支援事業 ＜米国関税等緊急対策＞補助金

広島県では、米国関税措置及びそれに起因する影響等がある中で、経営の安定化に向け、海外への販路拡大に取り組む県内企業の皆様を後押しする補助金事業を実施します！

補助対象者

広島県内に事業所を有する中堅・中小企業等であり、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

- (1) 米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出(当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。)していること
- (2) 米国に拠点(ただし、補助事業者と同一の法人格であるもの。)があり、関税措置の影響を受けること
- (3) 新たに海外への販路拡大を行うこと

申請受付期間

令和7年10月1日(水)～11月14日(金)17時(必着)

提出方法

郵送または持参

審査結果発表 採択決定時期

令和7年12月初旬(予定)

補助対象期間

交付決定日～令和9年1月29日(金)

補助対象経費

① 謝金 ② 旅費 ③ 借損料 ④ 通訳・翻訳費 ⑤ 資料購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ 広報費 ⑧ マーケティング調査費 ⑨ 産業財産権等取得等費 ⑩ 展示会等出展費(展示会等出展に伴う会場借料、備品費、商品搬送費、倉庫保管料及び保険料を含む。) ⑪ 雑役務費 ⑫ 講座受講料 ⑬ 原材料等費 ⑭ 機械装置等費(国内の設備投資を除く。) ⑮ 設計・デザイン費 ⑯ 委託・外注費

注意事項

- 伴走機関を活用すること。
- 補助事業終了後3年間、事業の状況を県に報告すること。
- 申請書を審査し、高得点の者から 順次採択します。

広島県商工労働局県内投資促進課

☎ 082-513-3382

✉ syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

8時30分から17時15分まで

(12時から13時まで及び土日祝は除く)

お問い合わせ

＼ 詳細はこちらから ＼

